

議案第29号

取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例（平成27年条例第10号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年6月8日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

介護保険法施行規則に定められている地域包括支援センターの職員に関する基準が改正されたことを踏まえ、本市においても当該基準に従い同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例（平成27年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の員数)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(<u>介護支援専門員であって、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの(当該主任介護支援専門員研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。)から起算して5年を経過した者</u>にあつては、<u>修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。</u>)をいう。)その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 (略)</p>	<p>(職員の員数)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であつて、<u>当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者をいう。</u>)その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 (略)</p>

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成11年

厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下この項において同じ。)を修了した者(以下「平成26年度以前修了者」という。)に係る最初の主任介護支援専門員更新研修(この条例による改正後の取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第4条第1項第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修(同令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。)のうち最初のものをいう。以下同じ。)については、新条例第4条第1項第3号の規定にかかわらず、平成31年3月31日(平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日)までに修了した場合には、同号に規定する日までの間に修了したものとみなす。

3 前項の規定により新条例第4条第1項第3号に規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。

4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第4条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。

5 前3項の規定にかかわらず、平成26年度以前修了者が、平成29年3月31日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。
(取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

6 取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成28年条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>平成25年度までに主任介護支援専門員研修(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定</u></p>

する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。)を修了した者に対するこの条例による改正後の取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例第4条第1項第3号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時に応じ、同号中「当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句
平成 23 年度までに修了した者	平成 31 年 3 月 31 日までに及び同日以降 5 年を超えない期間ごとに
平成 24 年度及び平成 25 年度に修了した者	平成 32 年 3 月 31 日までに及び同日以降 5 年を超えない期間ごとに